

市ケ谷出版社発行

「新版 超入門 建築法規」イラスト解説による

本書に下記のとおり記載内容の誤りがありました。ここに訂正致します。
大変ご迷惑をおかけしまして、申し訳ありません。市ケ谷出版社・著者一同

頁	誤	正
25	2 確認申請（表中） （一）特殊建築物 規模：その用途に供する部分の床面積 の合計 200 m ² 以上	規模：その用途に供する部分の床面積の 合計 200 m ² 超
183	演習問題 解答とワンポイント解説 p.27 (2)・・・法第 87 条は建築物の用途を 変更して第 6 条 1 項一号・・・・・・・・・・ 面積に規定がない事に注意する。また、事務 所は特殊建築物に該当しない。	p.27 (1)・・・1, 2 のどちらも特殊建築物に 用途変更している。かつ、どちらも法第 87 条 の類似用途に該当しない。また、事務所は特 殊建築物に該当しない。